



News 10月号 News 10月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/内村 知子

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

平成28年10月施行の法改正で、一定の条件場合、社会保険における被扶養者の認定基準が年収106万円未満に引き下がることになりました。税金と社会保険の関係について簡単にご説明いたします。

☆103万円の壁☆

パートの収入が103万円を超えた場合、夫の所得税計算上において配偶者控除から外れ、妻自身が所得税を納める必要が生じます。

☆130万円の壁☆

パート収入が130万円を超えた場合、夫の所得税計算上において配偶者控除から外れ、併せ夫の社会保険から外れる為、妻自身で国民年金を支払う必要が生じ、国民健康保険にも加入する必要が生じます。

☆新たに出来た106万円の壁☆

パートの雇用条件が以下の1~5のすべてを満たす場合には、夫の所得税計算上において配偶者控除から外れるだけでなく、妻自身も社会保険に加入する必要がある為社会保険料負担が発生いたします。

1. 週20時間以上
2. 月額賃金8.8万円以上 (年収106万円以上) ※
3. 勤務期間1年以上
4. 従業員501人以上の会社で勤務
5. 学生は適用除外

※月額賃金の範囲についてはお勤め先にお問い合わせ下さい。

妻がパート勤めをする場合、一定以上に働かないほうが有利となる仕組みにメスが入った形となっています。妻自身が社会保険に加入するという事は、妻の勤め先の会社がその社会保険料を半分負担するという事なので、一度自身の働き方を検討してみるのも良いのかもしれませんが。

☆年末調整の準備☆

10月に入り、そろそろ保険会社等より年末調整に必要な書類が届き始める時期です。今年マイナンバーの記載が必要な書類もございます。年末調整に向けてご準備のほどよろしくお願いいたします。

☆コラム(飯島のつぶやき) ☆

石垣島レポート

2000年より毎年訪れている石垣島の川平。今年も、9/15~22で石垣島に行ってきた。

ちょうど、大風16号が発生した数日後である。石垣空港到着前から、地元の友人からは「嵐を呼ぶ男」とうれしくないあだ名をつけられる。

実際には、嵐を出迎え、見送って帰ってきたのだ。案の定、着いたその日から風が吹き始め、二日後には暴風雨圏内、直撃は免れたものの、台風が去った後も風は止まらない。

川平湾からはボートが出せず、別の湾にもボートが回せず、ダイビングはたったの6本と、予定の半分以下で終了。

丸一日、宿から出なかった日もあった。そのおかげで、今まで経験することがなかった、「超のんびり」、「何もしない」、「長時間睡眠」を体験。(部屋にテレビがないということはこういうことか?)

夜は毎晩、酒盛りで、今回はフェイスブックにはその料理のみアップ(他にアップするものはなかったの)。よく飲み、よく食べ、よく寝た8日間。

でも、今回は、昔からお世話になった友人、知人の全員と会うことができた。偶然を含め、こんなのは初めてである。それなりに充実できたのかも。

そうなると台風16号には感謝である。

ガタがくる

この年になると身体のいろいろなところにガタがくる。膝が痛い、背中が痛い、肩がこる、目がかすむ、疲れやすい、なんとなく怠いなどなど。

病院に行っても検査をしてもらっても、「こんなもんですよ、歳とともに普通ですよ、大したことありません。もう少し様子を見ましょう」と言われてしまう。

しかし、思えばこの身体、よくこの歳まで自分を支えてくれたものだと考えた。

だから、身体のあらゆる箇所に「今まで関心しなくてごめん、俺のために頑張ってくれてありがとう!」と感謝を言うことにした。

今月の一言

『一歩先、どんな良いことが

待っているかわからない』

明日かも知れない、今夜かも知れない、10分後かも知れない。そう思うと何だかウキウキしてきます。そのためには、やり残しのないようにしっかりと今の仕事を片付けておこう。

チャンスをものにできるように。